

## 都市計画特別用途地区について説明します。

鶴岡都市計画区域、藤島都市計画区域、温海都市計画区域では、都市機能の無秩序な拡散を防止し、多くの市民にとって暮らしやすい、都市機能がコンパクトに集約した都市構造の実現を図るため、広域的に都市構造やインフラに大きな影響を及ぼす大規模な集客施設について、特別用途地区を定めその立地を制限しています。

特別用途地区は、第1種集客施設制限地区、第2種集客施設制限地区の2種類があります。

第1種集客施設制限地区は準工業地域に全域に、第2種集客施設制限地区は工業地域全域にかかり、いずれも集客施設の用に供する床面積の合計が5,000㎡を超える大規模集客施設は建築できません。なお、ショッピングセンターのように、異なる複数の店舗が駐車場を共有する場合は、全ての店舗の集客施設の用に供する床面積の合計になります。

制限の内容の詳細については、条例をご覧ください。

また、公益上やむをえない場合に限り、都市計画審議会などの手続きを踏まえ建築を許可する場合がありますので、許可を申請する場合は都市計画係までご相談下さい。

◎ 当初決定 平成20年4月1日

### 鶴岡都市計画特別用途地区の決定（鶴岡市決定）

都市計画特別用途地区を次のように決定する。

種 類	面 積	備 考
第1種集客施設制限地区	約 241 ha	鶴岡都市計画区域内の準工業地域の全域
第2種集客施設制限地区	約 167 ha	鶴岡都市計画区域内の工業地域の全域
合 計	約 408 ha	

## 藤島都市計画特別用途地区の決定（鶴岡市決定）

都市計画特別用途地区を次のように決定する。

種 類	面 積	備 考
第1種集客施設制限地区	約 9.5 ha	藤島都市計画区域内の準工業地域の全域
第2種集客施設制限地区	約 32 ha	藤島都市計画区域内の工業地域の全域
合 計	約 41.5 ha	

## 温海都市計画特別用途地区の決定（鶴岡市決定）

都市計画特別用途地区を次のように決定する。

種 類	面 積	備 考
第1種集客施設制限地区	約 24 ha	温海都市計画区域内の準工業地域の全域
第2種集客施設制限地区	約 4.2 ha	温海都市計画区域内の工業地域の全域
合 計	約 28.2 ha	